

大和市告示第19号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定した区域の全部を次のとおり解除する。

平成26年2月18日

大和市長 大木哲

1 解除する指定区域

大和市下鶴間二丁目2820番1及び2821番6の各一部（別図のとおり）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の掘削除去及び場外搬出並びに良質土による埋め戻し